

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	8	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長（農林水産関連企業関係）	
見直し内容 (概要)	<p>公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置の延長（農林水産関連企業関係）を行わない。</p> <p style="text-align: center;"><施設又は設備> 課税標準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共危害防止用施設又は設備 <ul style="list-style-type: none"> ばい煙処理施設 1/6 産業廃棄物処理施設 1/3 窒素酸化物燃焼改善施設 3/4 ダイオキシン類処理施設 1/2 ・ 公害防止用償却資産 <ul style="list-style-type: none"> 廃油・廃プラスチック類処理施設 2/3 ・ 公共危害防止用施設又は設備の優良更新施設又は設備 <ul style="list-style-type: none"> 優良更新代替施設 2/3 ・ 公害防止用施設 <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物焼却施設 2/3 <p>・ 特例措置の内容 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（地法附則第15条第3項、第6項、及び第7項）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃油等を処理するための償却資産等（同第4項）の公害防止関連施設に対する固定資産税の課税標準の特例措置。</p>	
関係条文	〔 地法附則第15条第3項、第4項、第6項、第7項 〕	
廃止又は縮減の理由	本制度について、適用実績の減少及び環境基準達成率の改善により政策的意義の減少のため。	
増収見込額	6. 3 (単位：百万円)	